

会議の名称	平成 25 年度第 2 回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成 26 年 2 月 17 日（月）午後 6 時 30 分 ～午後 8 時 5 分				
開催場所	東村山市役所北庁舎 2 階 第 4 会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： （委員） 嶋田節男会長・佐藤佳弘委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 （市事務局） 根建総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・中村情報公開係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子委員・當間総務部長</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合 はその理由	/	傍聴者数	0 名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」について 2. 情報公開制度（平成 25 年 8 月～平成 25 年 12 月分）の運用状況報告 3. 報告 東村山市情報公開条例施行規則の一部改正 4. その他 				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・中村 電話番号 042-393-5111（内線 2317） ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>○根建総務部次長</p> <p>皆様こんばんは。さて本日は審議に先立ち、「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」のご説明をさせていただきたいと考えております。この条例は数年前から検討を進めてきたもので、今後の市行政の推進にあたり指針となるものです。条例のなかには情報公開についても関連する項目がございます。この条例ができたことで情報公開制度の重要性を改めて認識し直し、適切な運用を進めていきたいと思っております。</p> <p>今年度の情報公開運営審議会は本日で最後になりますが、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>(1) 「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」について</p> <p>○山田企画政策課長</p> <p>本条例の制定については平成 22 年度から取り組みを始め、昨年 12 月定例会最終日に追加議案で上程し、一部修正のうえで可決、平成 25 年 12 月 27 日に公布されました。条例の趣旨とポイントを担当者からご説明します。</p> <p>○安保企画政策課課長補佐</p> <p>「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の条文ごとの解説（逐条解説）を資料でお配りしていますのでご覧ください。各条の考え方、読み方などが書いてあります。この条例は、平成 22 年に「東村山市の『（仮称）自治基本条例』をみんなで考えるための手続に関する条例」という手続条例を制定した後、審議会や無作為抽出による市民会議の開催など様々な市民参加の機会を設け、多くの意見を積み</p>					

上げて策定されました。嶋田会長にも、懇団塊という団塊世代グループのメンバーとして市民会議をサポートしていただき深く感謝しております。条例施行期日は「公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日」となっており、未定です。

この条例では、自治の中心である市民、議会、市長と職員が登場人物となり、東村山市をどう形作っていくか、まちづくりの基本理念や基本原則等を定めています。第3条（基本原則）で「情報共有の原則」を掲げました。市民参加や協働に先立つものとして「情報共有の原則」をまず定めたものです。詳しくは第9条（情報の共有）、第10条（情報の管理）をご覧ください。「市が保有する情報はまず、市民のものである」という認識のもと、多様な方法を用いて市政情報をわかりやすく発信することを市の責務としています。また、公文書の適正な管理と開示を市の責務とするとともに、開示に当たっては市民の権利が侵されないように情報を保護しなければならないと決めました。情報の開示及び個人情報保護についてはすでにそれぞれの条例ができていますので、そちらにゆだねるとしています。

現在、この条例については市のホームページのほか、公共施設へのリーフレット設置等で市民の皆様にお知らせしています。2月15日には市報と一緒に、この条例の内容をお知らせする市報特別号を配付したところです。3月には各公民館で市民向けの説明会開催を予定しています。職員向けにも1月に説明会を開催し、条例の考え方を浸透させるためにメールマガジンの配信をしております。多くの方々の目に触れる形で、この条例を活かしたまちづくりに向けこれからも努力していきたいと思っております。ご不明な点があれば企画政策課までお問い合わせください。

○湯浅情報公関係長

2月10日の個人情報保護運営審議会で、職員向けのメールマガジンを我々も読んでみたいという委員のご意見がありました。配付について企画政策課の了解を得ましたので、よろしければ本審議会の委員の皆様にも読んでいただければと思います。本日、第1回から第5回までの分を印刷してお配りしております。

○嶋田会長

メールマガジンに我々が登録することはできるのですか。

○湯浅情報公関係長

職員以外が直接登録できる形式にはなっていないので、このあとの分は私から転送する形で配信いたします。

(2) 情報公開制度の運用状況報告

○嶋田会長

傍聴者の確認をお願いします。

○湯浅情報公関係長

傍聴者はいらっしゃいません。

○嶋田会長

では、平成25年8月からの情報公開制度の運用状況を報告いただきまして質疑を行いたいと思います。

配付資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成25年8月～12月分）」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

○湯浅情報公開係長

表紙をめくって「情報公開請求件数」をご覧ください。平成 25 年 8 月から 12 月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は 21 件。うち、市民の方からの請求である義務的請求が約 67% (14 件)、市外の方からの任意的申出が 33% (7 件) です。一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり 22 件です。決定の内訳は全部公開 31.8% (7 件)、部分公開 54.6% (12 件)、文書は存在しますが非公開情報のため公開できないという非公開決定と存否応答拒否決定が 0% (0 件)、文書不存在による非公開決定が 9.1% (2 件)、取下げが 4.5% (1 件) です。

所管課別でカウントした請求件数 22 件は、去年の同時期 (24 年 8 月から 12 月まで) と同じ数です。昨年度は条例施行以来最も請求件数が少なく、年間 42 件しかありませんでした。今年度は 4 月から現時点までで 48 件の請求があります。あと 1 ヶ月半ですので年間 50 件程度かと思います。平成 20 年度の 151 件 (所管課別件数) をピークに 98、111、73、42、50 件 (見込み) と、特にここ 3 年は請求が少なくなっています。

1 枚めくって「所管別内訳」をご覧ください。企画政策課が 6 件と約 27% を占めています。6 件すべてが自治基本条例 (正式名称は「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」。昨年 12 月議会で可決され平成 25 年 12 月 27 日に公布) の策定経過に関する文書の請求でした。11~12 月の間に、ひとつの団体やその団体のメンバーなどから複数回の請求があり 6 件になりました。他は、みどりと環境課に 4 件請求がありました。内容はそれぞれですが、すべて市外の法人からの請求でした。

～以下、運用状況の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

○湯浅情報公開係長

情報公開請求の状況をご説明いたします。いつも通り全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

No.17

市外の業者からの請求です。管財課で保管している中学校の敷地のボーリング調査の柱状図、調査位置図を公開しました。ボーリング調査は地盤調査などのために行われるもので、掘削機械を使って地中に穴を開けて、地表から地面の奥深くまで掘削機械のパイプを垂直に通して土壌サンプルを取ります。その土壌サンプルから地質などを鑑定して地質断面図を作るのですが、このことを柱状図と呼ぶそうです。これらの図面のなかに主任技師名、土壌サンプルの鑑定者名などの技術者名が記載されていたので、これを個人情報で非公開としました。

No.19

これも市外の業者からの請求です。東京都の環境確保条例第 116 条では、特定有害物質を取り扱う事業者が工場を廃止する際は、敷地内の土壌の汚染状況を調査して、結果を知事に届け出なければならないと定めていて、多摩地区の場合はこの届出窓口は市町村になります。当市ではみどりと環境課が担当窓口です。請求は、特定の住所と会社名をあげて、この会社から出された土壌調査結果の公開を求めたものです。

市の課税課に土地所有者の履歴がわかる土地台帳があり、誰でも閲覧できますのでこれで確認したところ、平成 17 年 7 月 1 日にこの住所の土地所有者が今精機光学から他の法人に変わっており、この時期に廃業もしくは移転したと思われます。みどりと環境課で過去の書類を調べたところ、今精機光学からは、そもそも工場の特

定有害物質を使っているという届出は出されておらず、使用していなければ廃業時の土壌汚染調査の義務もありません。土壌汚染調査結果が提出された記録もなく、文書が存在しないため非公開となりました。

No.22

新聞記者から、学徒出陣に関する記事を書く資料にしたいということで、在郷軍人名簿の請求でした。ふるさと歴史館で平成24年に「町の記録が語る戦時中の東村山」という企画展を開催したのですが、そこでこの名簿が展示されていたのをご覧になって公開請求に来られたそうです。参考に机の上にお配りしたA4横1枚の資料をご覧ください。ふるさと歴史館が企画展の内容をまとめて発行した本のコピーです。左側の写真にある黒表紙の在郷軍人名簿、これを部分公開しました。この名簿は、旧軍人と遺族の援護に関する業務を所管している関係で地域福祉推進課が保管しているのですが、出征した方の氏名、本籍地、生年月日、職業、軍歴、兵種（衛生兵、歩兵など）などが書かれています。職業欄に「〇〇大学」など学生と思われる記載がある方を学徒出陣と考えて、氏名、住所、本籍地の東村山町以下は個人情報でふせ、その他の部分を公開しました。

No.23

所管課の交通課が情報提供したため取り下げになりました。請求内容の1に対しては「東村山市コミュニティバス運行事業補助金交付規則」と審査基準を提供し、2、3に対しては東京都シルバーパス条例とその施行規則のほか、東村山市議会の決算特別委員会の会議録（コミュニティバスにシルバーパスの導入を考えているかと質問され、交通課長が答弁している部分の抜粋）を提供しました。また、平成22年度開催の公共交通を考える会の会議録や「東村山市公共交通を考える会報告書」のなかで、シルバーパス導入にあたっての課題をまとめたページ等も提供しています。提供時に交通課職員が、都とのやり取り経過等について口頭での説明もしまして、請求者の方から情報提供されたもので状況はわかったので請求は取り下げると申し出があったものです。

No.25

日経新聞の産業地域研究所が全国の自治体向けに行った高齢化対策に関する調査に、東村山市がどう回答したのか公開してほしいという請求です。高齢介護課から調査の依頼文と回答文書を公開しましたが、そのなかの調査元の担当者氏名は個人情報で非公開にしました。また、この調査は調査元が用意したインターネット上の回答用ページにアクセスして、自治体ごとに割り振られたID番号、パスワードを入力して回答する形式でした。この「回答用ページのURLと、東村山市のID番号、パスワード」は、日経リサーチ社がまた自治体向け調査をする際に、東村山市に対して同じ回答先URL、ID番号、パスワードを振り分ける可能性があるため、公開すると他者が東村山市になりすまして回答することが可能となってしまいます。これでは調査の信頼性が失われ、当該企業の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開としました。

No.26

市外の法律事務所からの請求です。墓地の経営許可権限は平成24年度に東京都から市町村に移りました。東村山市ではみどり環境課が担当しています。東京都が権限を持っていた時期に作成した書類も市に保管が移っているのですが、平成12年から現在までの間に都と市いずれにも許可申請が出されていないため、請求に該当する文書が存在せず非公開となりました。

No.29

公民館で開催した「自治基本条例とはどんなものか」を学ぶ市民向け講座について、関係書類や経費などの公開を求めた請求です。請求者の方は「平成25年11月

からのもの」と請求書に書かれていましたが、実際は平成 25 年 10 月に計 3 回中央公民館で開催された講座です。講師はNPO法人市民社会パートナーズの代表の方のほか、市役所で自治基本条例の策定を担当している企画政策課の職員も講師をしました。「講座参加者の氏名・電話番号」のほか、「市民向け講座の企画や運営に携わるボランティアの方の氏名」、「NPO法人代表の講師の方の自宅住所、生年月日、謝礼振込先の口座情報」を個人情報で非公開にしました。

No.30

自治基本条例策定にあたっては、多くの市民の方に参加していただいて意見を積み重ねるために、いろいろな会議や集まりを開催しました。そのなかの二つの会議に関する公開請求です。平成 23 年 10 月から始まった自治基本条例策定市民会議、これは無作為抽出で選ばれた市民 120 名がメンバーで、ワークショップ形式で自治基本条例や東村山市のことを学び、条例の骨子案を作っていく会議でした。進行役にNPO法人市民社会パートナーズの方が入り、サポート役として青年会議所や懇団塊の方、学芸大学の学生さんが参加してくださいました。平成 25 年 3 月の第 18 回目をもって会議は終了し、市長に市民会議報告書が提出されました。

「公開した文書名」欄の 1～18 がこの会議の開催報告書で、会議録と会議資料が含まれています。この文書で、参加した市民と主催者側の人数や出席状況がわかります。19～58 は、この会議にかかった費用一切を示す書類です。サポート役への報償費のほか、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費（郵送代）、進行役の市民社会パートナーズへの委託料、会議参加者が怪我などをした場合のための保険料を支払っています。59 は両会議に係る職員の時間外勤務手当額の一覧です。60～63 は会議の立ち上げから参加者選出の方法や経過が書かれた文書です。

もうひとつの市民討議会は平成 22 年 12 月 12 日に行われたもので、「東村山の自治を考える」をメインテーマに課題を話し合っ て意見をいただきました。16 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出して参加者を募集し、245 名の応募者の中から公開抽選をして、最終的に 91 名の方が参加されました。こちらも進行役にNPO法人市民社会パートナーズの方が入り、サポート役として青年会議所や懇団塊の方、学芸大学の学生さんが参加しています。「公開した文書名」欄の 64、65 が市民討議会に参加した市民や主催者側の人数や出席状況のわかる書類です。66～77 はこの会議にかかった費用一切を示す書類です。報酬（参加者に払った謝礼 3,000 円や市民社会パートナーズなどへ払ったもの）、賃金、消耗品費、食糧費（参加者の昼食代）、印刷製本費、通信運搬費、保険料を支払っています。59 は両会議に係る職員の時間外勤務手当の一覧です。78 は参加者選出の方法が書かれた文書です。

どちらの会議の書類も、参加者の氏名、住所、顔写真のほか、サポート役の懇団塊の代表者の自宅住所と電話番号を個人情報で非公開にしました。

No.33

自治基本条例策定にあたっては、各課から選抜された職員で構成する「庁内検討会議」も作られ、平成 23～24 年度にわたり計 13 回の会議がもたれました。この会議設置の経緯が分かるものという請求に対して、「公開した文書名」欄の 1 の起案書を公開しました。会議で話し合われた内容が分かるものという請求には、2 以下の文書を公開しています。「公開した文書名」欄の 4、「第 2 回の検討会の報告」のみ部分公開にしました。この回は外部の講師を呼んで職員向けに講演をしてもらったので、報告のなかに、講師が作成して講演時に配られたレジюмеと、講師の話した内容をほぼ一言一句書き起こした原稿が入っていました。これを個人情報で非公開にしています。非公開にした理由は運用状況に記載したとおりで、「講演用レジюме及び講演内容」（以下講演用レジюме等という。）は講演者の著作物である。著作権保護のため、市が講演記録として保管する以外は公開しないよう、事前に講演者から求めら

れている。著作権法第 42 条の 2 には、情報公開条例の規定により著作物を公開するときは、必要と認められる限度で著作物を利用できると定められているが、講演者に断りなく著作物を公開すると、著作物を利用し、同様の講演を行うことが可能となり、講演者の研究上の実績や利益が侵害されるおそれがある。本請求は「東村山市自治基本条例庁内検討会議の設置経過と会議で話し合われた内容がわかるもの」であり、「講演用レジュメ等」以外の公文書の公開により、請求目的を満たすことが可能である。したがって、「講演用レジュメ等」を公開する場合の不利益は、非公開にした場合の請求者の不利益より重いと判断し、「講演用レジュメ等」は条例第 6 条第 2 号個人情報に該当し非公開」というものです。

No.34

自治基本条例策定のための事業費について、消耗品などの需用費がどこにいくら支払われたのかを知りたいという請求です。公金を支出する際は、支出負担行為何兼決議書と支出命令書という書類を所管課から会計課に提出します。24 年度は 10 件（消耗品費）、25 年度は 6 件（消耗品、印刷製本費）の支払いがあり、それぞれの支出負担行為何兼決議書と支出命令書などの書類を公開しました。食糧費については 25 年度に予算計上していますが、請求時点ではまだ支払いが 1 件もないため、支払いを示す文書は存在せず非公開となりました。これらの支払関係の書類には、支払先の法人等の取引先金融機関名と口座番号などが記載されています。法人等の取引先金融機関名と口座情報は法人の内部管理情報であり、法人自身がそれを誰に公開するか、範囲を決定する権利を持っている、もしくは法人自身の意思によらないでみだりに公表されない利益を有していると考えられます。市が情報公開請求で公開してしまうと、法人のこれらの事業運営上の権利・利益を損なうおそれがあるため、法人情報で非公開としました。ただし、「口座の名義」と「支払った金額」は公開ですので、市がいつ、どこの会社にいくら支払ったかは公開しています。

No.35

自治基本条例の策定に当たって開催された市民会議、市民 120 名がメンバーでワークショップ形式で自治基本条例や東村山市のことを学び、条例の骨子案をつくっていく会議ですが、この会議の企画運営、進行などのコンサルタント業務は NPO 法人市民社会パートナーズに委託されました。これが請求内容の「自治基本条例策定支援業務委託」です。市民社会パートナーズが委託先に選ばれた過程や理由のわかるものという請求です。「公開した文書名」欄の 1 が、企画政策課が作成した候補業者の一覧と、市から候補業者に「貴社で条例骨子案をつくる市民会議の運営についてコンサル業務をする場合、いくらでできるか見積もってほしい」とお願いして出してもらった見積書です。企画政策課の説明では、この見積書は正式な契約行為の一環として三者見積もり合わせや入札のために出してもらったものではなく、契約行為に入る前の参考資料として、その会社に頼んだ場合におよそどれくらいかかるのか費用を知りたくて、お願いして出してもらったものということです。この見積書のなかの「見積もり金額と積算の内訳」部分については、業者が自らの営業戦略に基づき設定した内部情報であり、通常、業者が発注主以外に公にしているものではありません。これを公開すると、当該業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や顧客に知られると今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがあると考えました。ただし、この業者の利益は、「業者名が特定できる部分」を非公開にして、どの会社の見積書かわからなくして公開すれば、保護することが可能になります。よって、御見積書中の「業者名・住所・郵便番号・代表取締役氏名・業者の印影」を法人情報と判断して非公開とし、その他の見積金額や積算の内訳部分は公開しました。

No.36

都道 128 号東村山東大和線整備事業予定地である東村山駅の大踏切付近の土地について、東村山市土地開発公社が平成 25 年 9 月に地権者から土地を購入しました。土地開発公社は、地方公共団体が道路や公園、公共施設などを作るための土地等の取得や管理等を行わせるために設立することができる法人で、市が資金を出資している外郭団体です。理事長は副市長、事務局が用地・事業課になっています。土地開発公社と地権者の間の話し合いの経過がわかる書類として、「公開した文書名」欄の 1～4 の書類と、5、6 の契約書を公開しました。非公開とした部分は、土地売買契約の相手方である地権者、これは個人ではなく民間事業者だったのですが、その「従業員氏名」と、契約書に書かれた「宅地建物取引主任の氏名・個人番号・印影」を個人情報で非公開にしました。

ただ、この審議会の前に決定内容を見直してわかったのですが、宅地建物取引主任の氏名を非公開にしたのは誤りでした。東京都都市整備局の不動産課へ行くと、宅地建物取引業者に雇用されている宅地建物取引主任の氏名の入った業者名簿を誰でも閲覧できることがわかりました。宅地建物取引業法第 8 条で、都道府県に「宅地建物取引業者名簿」を備えること、第 10 条で名簿を一般に閲覧させることが定められているためです。不動産課に確認したところ、コピーはできませんがその場でメモをとることはかまわないそうです。情報公開係では、部分公開決定の起案書協議の際に、宅地建物取引業法で閲覧の定めがあることまでは調べたのですが、その時は、国土交通省と東京都がそれぞれ作っている宅地建物取引業者名・事務所住所・代表者名までを調べられる検索ページしかインターネット上で見つけられず、名簿には従業員として雇用されている取引主任の名前までは入っていないと判断して氏名を非公開にしました。しかし先日調べなおして、宅地建物取引主任の氏名は誰にでも閲覧可能な情報とわかりましたので、次回からは公開にします。請求者の方はこの部分の非公開については全く気にされていなかったのですが、よく情報コーナーに見える方ですので、今度いらした時に本来公開できたということをご説明して、決定のやり直しを求められるかどうか聞いてみます。

続けて「4 情報公開不服申立て一覧」のページについて、前々回からの説明と重なるところもありますが、最初の経過からお話しします。平成 24 年 9 月に「『秋水園リサイクルセンター建設については 8 年前から住民に説明してきた』という議会での市長の答弁の証拠となる書類すべて」という公開請求がありました。市議会会議録を見ますと、リサイクルセンターの整備計画に関するこれまでの経緯を問われて市長が「平成 17 年度より議会及び市民の皆さんと、足かけ 8 年にわたりまして、私としては相当丁寧に議論を積み重ねてまいりまして」と発言して、この発言を指しての請求です。公開請求書の受付時に請求者から「『住民に説明してきた』と市が言う場合、どんな状態を指して言っていると思うか」と問われたので、「一般的に市が『市民に説明する』という場合、市報やホームページでの周知、市議会での答弁、市民向け説明会の開催、自治会を通じて周知を行うことなどが考えられます。秋水園に関しては以前から、周辺 4 自治会で構成する秋水園周辺対策協議会があって、周辺地域の生活環境の向上について市と話し合いをしています。また、周辺対策協議会を構成する自治会委員や公募市民、学識経験者等で構成した、秋水園整備計画研究調査会という会議も数年前に開かれていました。これらの会議のなかで市が、リサイクルセンターについて説明していたのであれば、その事実をもって『8 年前から住民に説明してきた』と答弁した可能性が考えられます」とお話ししたところ、請求者が「その可能性が高いと思うので、その二つの会議の会議録を請求し

たい」と述べたので、公開請求書に「市長答弁が両会議で市民に説明してきたという意味なら、両会議の報告書なり会議録が請求対象に該当すると思います」と追記して施設課に渡しました。後日、施設課職員が請求者に電話して、具体的にどの公文書の公開を求めたいのかを確認し、請求対象は「秋水園整備計画研究調査会と周辺対策協議会の会議録」と特定されました。

秋水園整備計画研究調査会は平成 17～18 年度に開催していて、その当時は会議録を市のホームページで公表していましたが、5 年以上たつので今は掲載していません。全 10 回の会議録のうち 18 年度の 4 回分は、保存年限 5 年が経過していますが 19 年度作成の起案書に資料として添付されているのが見つかったため、これを情報提供しました。17 年度の 6 回分は 5 年経過して廃棄済みでしたので、文書不存在決定です。もうひとつの秋水園周辺対策協議会は、市が主催する会議ではなく、秋水園周辺の 4 つの自治会の代表者や推薦者計 18 名で構成する「市との交渉団体」です。規約のなかで、地域住民の生活環境の向上を図ることを目的にし、事務局は会長宅とするとなっています。また、「協議会は必要があれば市職員の出席を要請できる、市から協議会の開催要請があれば会長は全体会を開く」という条項があり、これらの場合に市は会議に出席しています。会議に出席することのある施設課、管理課に確認したところ、主催者でないため市では会議録を作成していません。協議会の方で会議録を作る必要があると判断した回は記録を作って委員間で共有していることもあると思いますが、市には送られてきていません。市職員が会議に出席した際に、報告書を作成して記録を残すこともしていないとのことでした。このため市は協議会会議録を保有しておらず、文書不存在による非公開決定となりました。

これに対し請求者から、「秋水園周辺対策協議会の会議録がないとは考えられない。書類は存在するはずだから公開することを求める」ということと、「請求対象を二つの会議としたのは例をあげただけで他を除外したつもりはないので、周辺対策協議会に関わる関連資料の公開も求める」という内容の異議申立てが、24 年 12 月に出されました。25 年 2 月に市から不服審査会に諮問したあと、市と申立人それぞれが不服審査会に意見書、反論書を複数回提出しました。8 月上旬には市と申立人それぞれが不服審査会に呼ばれ、審査会委員の質問に対し意見陳述を行い、11 月 29 日に審査会から答申が出ました。

答申は「実施機関が行った非公開決定の処分は妥当であり、取り消す必要はない」というものです。その理由として「答申内容」の欄にまとめた 3 点が示されました。

①1 点目

請求対象文書の特定に関するところで、「市は申立人合意の上で請求対象文書を両会議の会議録と特定したので、異議申立書でそれ以外の周辺対策協議会に関わる関連資料の公開を求めることはできない」というものです。

②2 点目

周辺対策協議会の会議録に関するところで、平成 24 年 7 月 4 日の前までの会議録については「周辺対策協議会は市の組織ではなく、市の施設課職員はこれに公務として参加していなかった。参加は懇親のためであり、参加費用も自費であったことから、これを公務ととらえず会議録を作成していないことに不合理な点があるとまではいえない」というものです。施設課・管理課に以前聞いたところ、この時期までは協議会の総会と懇親会が同じ飲食店で続けて行われていたそうです。平成 24 年 7 月 4 日以降の周辺対策協議会については、「総会と懇親会を明確に分離したことから、総会の参加分を公務扱いとして会議録を作成することとした事実が認められる。しかしながら、本件リサイクルセンター建設は平成 24 年 3 月に予算化されて決定し、平成 24 年度から事業実施に至ったものであるため、本件公開請求内容である『リサイクルセンターの建設決定について 8 年前から説明してき

た』ことの証拠となる文書には該当しない」というものです。

③3点目

周辺対策協議会における市側説明の報告書についてです。公開請求書の受付時に私が「市長答弁が両会議で市民に説明してきたという意味なら、両会議の報告書なり会議録が請求対象に該当すると思います」と請求書に追記して施設課に送ったことから、審査会は「秋水園周辺対策協議会については会議録だけでなく報告書も請求対象になる」と判断し、その公開ができるかを検討しました。その結果、「施設課職員は平成24年7月4日の前までは周辺対策協議会に公務としての参加はしていないため、会議録だけでなく報告書も作成しなかったものと認められる。よって、対象文書としての報告書は不存在である」と判断されました。

この答申を受け、市は平成25年12月20日に「異議申立てを棄却する」という決定を行い、申立人に通知しました。申立人からはその後連絡はありませんが、異議申立てに対する決定があったことを知った日、大体、決定書が届いた日になりますがこの翌日から起算して6か月以内でしたら、処分の取消しを求めて裁判所に訴えることは可能です。

運用状況の報告は以上です。

○嶋田会長

まず情報公開請求の運用状況について質問がありましたらどうぞ。

○佐藤委員

No.29 について。部分公開にしたという判断については適切だと思います。しかしNPO 法人代表である講師の「謝礼振込先」を個人情報としたことに疑問があります。振込先の名義・氏名は個人情報なのかもしれませんが、口座番号は個人情報に該当しないのではないのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

ご指摘を受けて改めて考えてみると、NPO 法人の代表として講師をした謝礼の振込先なのでおっしゃる通りだと思います。「謝礼振込先」については個人情報ではなく、法人情報に該当して非公開とするのが正しいですね。ご指摘ありがとうございます。修正しておきます。

説明補足：「謝礼振込先」のうち非公開としたのは「金融機関名、支店名、口座種別、口座番号」である。口座名義については、公にすることでNPO 法人に不利益を与えるおそれはないため公開している。なお且つ口座名義は市から公金である謝礼を振り込む相手方名のため、公金の使途を明らかにするという説明責任の観点からも公開が必要な情報である。

○佐藤委員

No.33 について。講演用のレジュメ等を部分公開にしたという判断は適切だと思いますが、非公開理由は個人情報ではないと思います。「著作物なので著作権法に基づき、市が複製・提供することができない」という理由で非公開にするのが正しいのではないのでしょうか。著作権法に基づき公開できないというのではなくて、複製権の問題です。著作物の複製権は著作者が持っていますから、著作者に無断で市が複製して提供することはできないという考え方です。

○湯浅情報公開係長

確かに著作物であることから非公開にしたのですが、この場合、情報公開条例第6条各号の非公開情報のうちどれに当てはまると考えればよいのか。情報公開係としては著作者が公開に反対しているため、公開（写しの交付）をすると「著作者である個人の権利を侵害する」という点から第2号個人情報に当てはまると判断しまし

た。

○佐藤委員

情報公開条例の中に「他の法令と抵触するので非公開にする」という規定はないのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

情報公開条例第6条第1号に、法令の規定により公開できないとされている情報は非公開情報とする定めはあるのですが、今回の場合はそれにもちょっと当てはまらないと考えました。著作権法に絡む非公開は他市でもあると思うので、他市がどのような理由で非公開にしているのかももう一度調べなおして後日お答えします。

※参考条文（抜粋）

○著作権法

（複製権）

第21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（行政機関情報公開法 等による開示のための利用）

第42条の2 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第15条第1項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

○東村山市情報公開条例

第6条

(1) 法律、政令、省令(告示を含む。)及び他の条例(以下「法令」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(以下省略)

○佐藤委員

No.35 について。見積書を部分公開にしたことですが、業者が提出する見積書のフォーマットは業者ごとに決まっているので、たとえ見積書のうち業者名などを伏せたとしても、競合他社はフォーマットを見ただけでどこの業者の見積書かわかってしまうと思います。業者が見られたくないものは積算の内訳なので、内訳を伏せ

るべきだったと思います。

○湯浅情報公開係長

確かに業者にとって競合他社に一番知られたくないのは積算の内訳だと思います。しかし一方で市には、見積書の金額を比較した上で委託業者を選定したことを市民に説明する責任もあるので、業者名や住所等を伏せて、見積金額と積算の内訳は公開する形をとりました。これで業者を特定することは難しいと考えたのですが、同業他社は見積書のフォーマットだけでどの業者のものなのか判別することが可能なのでしょうか。

○佐藤委員

見積書は通常、総額を書いた表書きが一枚目にあり、二枚目に積算の内訳が書いてありますよね。業者としては二枚目以降の情報は見せたくないものではないでしょうか。

○中川委員

この見積書は業者ごとに様式（フォーマット）が違うのでしょうか、それとも市が様式を定め、その様式に業者が記入して提出しているものなのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

市は様式を設定しておらず、業者が独自で作成して提出したものです。

○佐藤委員

それであれば、独特のデザインのある見積書を使用している業者の場合、同業他社はどの業者の見積書か判別することができると思います。

○湯浅情報公開係長

平成15年度から、入札の場合はどの業者がいくらで入札したかが書かれた入札経過調書という書類を公表しています。細かい内訳は無く入札額（総額）だけですが、インターネットでも見られます。そういう公表を進めてきた状況で、内訳の金額を全く出さないのは市の姿勢としてどうなのかとも思います。しかし、フォーマットから業者が特定される可能性がかなり高いのであれば、公開して法人に不利益を与えるわけにはいかないので、積算内訳を公開するときはフォーマットから別の紙に数字を写して、フォーマットはわからない状態で積算内訳を公開するといったイレギュラーなやり方にせざるをえないのか。業者の見積書の公開請求については他市の事例を調べてみましたが、内訳も全部公開にするところもあれば、内訳書は全部非公開のところもありバラバラでした。この事例ももう少し調べてみます。

○嶋田会長

物品購入ではなくコンサル業務のようなサービスへの対価の見積りだと、業者間で金額に差が出やすいと思います。差が出やすいからこそ、情報公開請求があったときに公開が容易にできるように市が見積書のフォーマットを作成し、業者は既成のフォーマットに金額を記入するという方法もありだと思います。

○中川委員

コンサルティング業務の場合、見積金額をどう評価するかは難しいことだと思います。市は原則、金額が安い業者にコンサルティング業務を頼むようにしているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

コンサルティング業務については必ずしも金額だけで選ばれるわけではありません。どのように業務を進めてくれるのかも大事なことで、企画書の提出やプレゼン等をしてもらって審査したうえで業者を選ぶこともよくあります。

○中川委員

金額よりもコンサルティング業者がどのように業務を進めるのかということを重視しているわけですね。そうしますと、見積書だけではどこに頼むのが一番いいかというのは評価できないですね。

○湯浅情報公関係長

業務の進め方については実際に業者と会って細かく聞いていかないと他の業者との比較評価はできません。

○中川委員

そうすると見積書だけでなく、市が各業者をヒアリングした結果どのように業者を評価したかという評価書のようなものがあればそれを提示することが、市民に対してベストな説明なのではないでしょうか。

○湯浅情報公関係長

そうかもしれません。しかし、一位の業者はどのような評価をされたのか公開されてもよいでしょうが、二位以下の業者のどこの評価が悪かったのかという情報は詳細まで公開するわけにはいきませんので、評価の概要しか公開することはできないと思います。

○佐藤委員

見積書のフォーマットを市が作成するのも大変かと思うので、見積依頼書を業者に出すときに、「見積の合計金額は情報公開条例に基づく請求があった場合は公開します。ただし、見積の内訳は出しません。」と宣言をしてしまうのも一つの手だと思います。

○嶋田会長

他に質問はありませんか。ないようでしたら不服申立ての方に移ろうと思います。質問がありましたらどうぞ。

○中川委員

不服申立てが平成 24 年 12 月に出され、平成 25 年 2 月に審査会に諮問されたというところまではよいのですが、答申が出されたのは平成 25 年 11 月とかなり後ですよね。諮問から答申が出されるまで半年以上かかっていますが、答申を出す場合、この程度の時間は一般的にかかるのですか。

○湯浅情報公関係長

確かに普通の感覚で言えば長すぎるのですが、今までにあった不服申立ても諮問から答申が出されるまでに半年、もしくはそれ以上かかっています。不服審査会の委員は弁護士 2 名、大学教授 1 名の 3 名ですが、一つの答申を出すまでに概ね数回審査会を開いています。

○根建総務部次長

答申を出すまでには審査会を開くだけでなく、申立人、市（施設課）、審査会の間で何度も文書のやり取りがなされています。市が申立人の主張に対して不服審査会に意見書を出し、今度は意見書の内容に対して申立人が反論書を出す。それに対して市が再意見書を出すといった繰り返しです。申立人、市それぞれが審査会に出席して口頭で意見を述べる機会もあります。そうして互いの反論が出尽くしたところで審査会が開かれます。意見書や反論書は出してと行ってすぐ書けるものではないので提出締切まである程度時間をとらなくてははいけませんから、一つの文書のやり取りだけでも一か月くらい必要で、そのやり取りが何度もされるとどうしても時間がかかってしまいます。

○中川委員

今回の不服申立てにおいても何回も文書でのやり取りがあったのですね。

○湯浅情報公関係長

ありました。市から「市としての考えはこうです」という意見書を審査会に提出し、審査会は申立人に市の意見書を送付します。申立人は送られてきた意見書を読み、異議がある場合は反論書を書いて審査会に提出します。お互いの意見のやり取りが複数回行われます。文書のみでは話が見えないと審査会が判断したときは、申

立人と市が別々に呼ばれ、審査会で口頭で自分の意見を述べることになります。また、審査会が市に対して不服申立てに係る公文書を全て提出させ、意見・反論・陳述が本当なのかをチェックすることもあります。このような経過を踏んでみると、どうしても時間がかかってしまいます。

○嶋田会長

他に質問はありませんか。ないようでしたら報告に進みたいと思います。

(3) 報告

ア、職員が出席する会議の会議録の残し方について

○嶋田会長

前回の審議会で、マネジメントという観点から市政情報を残していくには工夫・研究が必要かもしれないと述べたと思います。先ほどの不服申立てにあった秋水園周辺対策協議会の場合、平成24年7月以降は総会と懇親会が分離し、市職員が総会に公務として出席するようになったため、市は会議録を残すようになりましたよね。附属機関のように委員が市から委嘱されていない会議、任意団体の会議などに職員が出席した場合であっても、市は会議で話し合われたことを市民に説明していく義務があると思います。このような会議の会議録の残し方について何か進展はありましたか。

○湯浅情報公関係長

前回の審議会で、すでに会議録の作成ルールがある附属機関等の会議以外の、任意団体等の会議に職員が出席した場合の会議録の残し方について全庁的なルールを定めてみてはというお話がありました。ちょうど今、会議録作成とは別の目的のためですが、地域福祉推進課が「職員が業務として出席しており、市民の方が参加する会議で、かつ継続的に開かれているもの（附属機関の会議以外）」が市役所全体でどのくらいあるのかを調査しているところです。その結果が3月中に出ますので、結果がわかり次第、それぞれの会議で会議録をどうしているのか調査し、実態を把握した上で今後の進め方を考えていきたいと思います。

○嶋田会長

形だけの会議録ではなく、経営上の資産となるような会議録を残していくことが肝要だと思います。現在市では業務のアウトソーシングがさかんに行われていますが、アウトソーシングによって若い職員が経験を積める機会が減っています。そのような現状の中、市民が事業に対してどのような思いを抱いているのかを知るために会議録を活用してほしいと思っています。追及をかわすためにあるようなアリバイ的な会議録ではなく、経営上の資産となるような会議録を残していってほしいと思います。若い職員の育成という観点からも是非会議録の残し方について研究を深めてほしいです。

イ、東村山市情報公開条例施行規則の一部改正

○中村情報公関係主事

当市では、公文書公開請求により求められた公文書が存在しない場合は、文書不存在による非公開決定を行い、東村山市公文書非公開決定通知書(第4号様式)により請求者に通知していました。しかし、「文書不存在時は非公開決定通知書により通知する」旨は情報公開条例、施行規則のいずれにも記載していないため、公開請求者

から「『公文書は存在するが非公開情報に該当するため公開できない』という時に使うのが非公開決定通知書であり、文書不存在時に使うのは間違いではないか？」と疑問を持たれることが時々ありました。そこで、文書不存在時も非公開決定通知書により通知する旨を施行規則に明記するよう改正しました。国の行政機関情報公開法や東京都情報公開条例にも同様の明記があり、条文を改正の参考にしました。

改正箇所は、施行規則第4条第3号中「公文書の公開をしない場合」の後ろに「(公開請求に係る公文書を保管していない場合を含む。)」を加えました。国の法律、都の条例の文言を参考にしています。改正理由は、公文書公開請求に係る公文書が存在しないときは、東村山市公文書非公開決定通知書(第4号様式)により通知を行うということを明確にするためです。施行日は平成25年11月28日です。

【質疑応答】

○嶋田会長

質問はありませんか。

○中川委員

私も以前から同じような疑問を抱いていたのですが、非公開と言われた場合、「市が保管している情報を公開しない」ということを意味することが一般的であり、「市が対象となる情報をそもそも保管していない」というように理解することは一般的ではないと思います。今回の改正で文言を加えたことで例規上の不明確さは取り除かれたと思いますが、実際にこの通知を受けとった人はわかりにくいという印象を受けるように思います。公文書不存在通知書を作ることが一番わかりやすいのではないのでしょうか。

○中村情報公開主事

そのようなことも視野に入れて他自治体の事例を調べたのですが、非公開と公文書不存在を別々の通知書で通知している事例は見受けられませんでした。国や東京都も非公開決定通知書を使用して公文書不存在であることを通知しています。このため、公文書の公開をしない場合には公開請求に係る公文書を保管していない場合を含むという文言を付け足して、引き続き非公開決定通知書により公文書不存在を通知していく方法を選びました。

○佐藤委員

確認なのですが、非公開決定通知書を使うケースは2つ存在し、1つは市が公文書を保管しているが非公開にする場合、2つは公文書不存在なので公開しないというわけですね。請求者はこの通知を受け取ったとき、どちらの理由により非公開なのかわかるのですか。

○湯浅情報公関係長

通知書に非公開理由を記載する欄がありますので、保管している公文書を公開しない場合は「情報公開条例第6条の何号に該当し、公開するところのおそれがあるので非公開」という記載をし、公文書不存在の場合は「こういう理由で公文書が存在しないため公開できない」由を記載します。もちろん口頭でも説明しますので、請求者はどちらの理由で非公開なのかわかります。

○中川委員

非公開決定も部分公開決定も非公開情報を含むという観点では同じなのにもかかわらず、非公開決定通知書と部分公開決定通知書の二つの様式に分けているので、非公開決定通知書と公文書不存在決定通知書を分けても違和感はないと思います。次に規則改正する機会があったら見直してみてもどうでしょうか。

○湯浅情報公関係長

今回の規則改正後も、公文書が存在しないために非公開になったというのがどう

してもわかりづらいという声が市民から大きいようでしたら、改めて対応を考えたいと思います。

○松原委員

情報公開条例を変更する機会があれば、それにあわせて様式も変更してはどうでしょうか。

○湯浅情報公関係長

番号法が平成28年1月から施行されることに伴い、個人情報保護条例を改正する必要があります。同時に情報公開条例についても見直しが必要かもしれませんので、その時に必要性を考えていきたいと思います。

(4) その他

ア、市ホームページのアクセスランキング（職員向け公表）の集計方法変更

○湯浅情報公関係長

前回の審議会でのご意見を踏まえて公開方法が変わりましたのでご報告します。今まではディレクトリページとコンテンツページが混在したアクセスランキングが毎月出されていましたが、「コンテンツページのみアクセスランキングにした方がどのページが必要とされているのかがわかりやすい」というご意見を情報政策課に伝えて協議した結果、26年1月分からコンテンツページのみアクセスランキングに変更となりました。

1月のアクセスランキングでは、グリーンバスの路線図やごみの収集カレンダー、あと丁度このとき嘱託職員の採用を行っていましたので職員採用ページのアクセスが3,000件くらいと多かったです。私自身、以前のものと比較してコンテンツページのみアクセスランキングの方がどのページがよく見られているかわかりやすいという印象を受けました。

まだアクセスランキングの結果をうけて課のページをどう改善していくかといった動きは課によって温度差があります。ただ情報をわかりやすくしたことで、これまでよりは動きが出てくるのではないかと思います。

【質疑応答】

○嶋田会長

このアクセスランキングは毎月出ているのですよね。通年でどの課のページが一番アクセスが高かったのか、又は低かったのかということも職員に公表していく。そういうことを通じて、アクセスが集中した見やすく需要のあるページ作った課を評価していくことも必要かと思えます。

現状として市はいろいろ情報を出してはいますが、市民からは「市から情報が出ていない」言われてしまうことがあると思います。情報政策課がホームページに対するアンケートをとっていますが、市民の声を基礎にして情報発信について研究してみるとよいと思います。

○湯浅情報公関係長

市の情報発信は市報から始まり、ホームページ、Twitterと増えてきてはいるのですが、まだ市民の方からは「情報が発信されていない」という声が多く聞かれます。

○嶋田会長

問題なのは、どの情報がどこにあるのかわからない方が多いという点だと思います。ナビゲーションやコンシェルジュ機能と一体でないと情報発信はうまくいかな

いと実感しています。例えば人材バンクという刊行物がありますが、あまり利用されていない。人材バンクの本の中から必要な情報を自分で探すのは大変だからです。「あなたが探している情報は何か、それならここにありますよ」と相談のしてくれる人がいないと情報が生かされない。市民と市が発信した情報をどうつなぐのかが課題かと思えます。

○松原委員

ホームページや **Twitter** といった媒体を使える人はよいのかもしれませんが、それらを使うことができず、市報のみに頼っている人は依然としています。そのような人にとっては、市から発信される情報の量と質は以前とあまり変わっていませんし、いくら市が情報を出しているといっても、自分の身近なところで情報を知りやすくなったという実感は持てないと思います。ホームページや **Twitter** での情報発信も大いに考えなくてはなりません、同時にそれらの媒体を使いこなせない人たちにも効果的な情報発信方法を考えなくてはならないと思います。市が開く説明会なども、働き方によってその時間帯では参加できない市民も多くいるということを考えなくてはなりません。以前と比べて市の情報発信には改善が見られてきていますが、情報発信をする際には必ず発信方法から漏れてしまう人がいることを踏まえ、漏れてしまった人へどう情報を発信するかということを考え続けることも大事かと思えます。

○湯浅情報公関係長

インターネットを使わない方の場合、市からの情報を得るには市報頼みになってしまいます。市は以前と比較して、市民向けの説明会や大きな道路工事などをするときに周辺に計画をお知らせするビラを配るといったことは頻繁に行うようになりました。タウンミーティングも行っています。ですが特に高齢の方には市報だけが情報を得るための手段になっていると思います。市報は来年度から紙面の構成を変え、読みやすくするために字を大きくし、段数も減らすといった改善をする予定です。

○嶋田会長

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上